

現場説明書

1 適用

本説明書は、沖縄県中央卸売市場火災受信機取替修繕 に適用する。

2 共通仕様書

この説明書に定めのない事項については、下記仕様書に基づく。

- (1) 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）令和7年版
- (2) 電気設備工事監理指針 令和7年版
- (3) 公共建築改修工事標準仕様書（電気工事編）令和7年版

3 目的

本修繕は、沖縄県中央卸売市場火災受信機取替修繕を更新するものである。
詳細は別紙図面による。

4 提出書類

提出書類は下記によるほか、発注者の指示に従うこと。

- (1) 着手時
 - ア 着手届
 - イ 現場代理人等通知書
 - ウ 技術者の経歴書、資格証の写し
 - エ 工程表
- (2) 資材発注前までに提出
 - ア 資材承諾願い
- (3) 現場作業着手前までに提出
 - ア 施工計画書
- (4) 完了時
 - ア 完了届
 - イ 引渡書（検査合格時）

5 成果品

更新が完了したときは、報告書として作業写真（取替前、取替後）を提出する。

6 作業条件

- (1) 作業時間帯 平日・昼間を想定
- (2) 中央卸売市場では主に毎週月、火、木、金、土の午前6時から午前8時にかけてせりが行われる。その後も搬出等が続くため、市場1階での作業については運搬業務の運営に支障がないよう行うこと。
- (3) 作業を行う際には安全に配慮し、事前に十分な調整を行うこと。

- (4) 作業に際して停電が必要な際には、関係民間会社の活動及び、「せり」の実施に影響があるので、事前に計画を作成して担当者と調整すること。最低限1月前には関係者に伝えられるようにすること
- (5) 市場1階での作業においては停電と同様に関係民間会社の活動及び、「せり」の実施に影響があるので、事前に計画を作成して担当者と調整すること。最低限1月前には関係者に伝えられるようにすること。

7 発生材の処理

発生材を処理するときは、マニフェストの写しを発注者へ提出すること。そのほか関係法令に基づき適切に処理するとともに、発注者の指示に従うこと。

8 その他

この説明書に定められていない事項で疑義がある場合は、発注者および受注者が協議の上業務を進めること。もし協議が整わない場合は発注者の指示による。